

○令和四年国土交通省告示第四百五十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十三項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定め、及び同条第二十四項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

- 1 租税特別措置法施行令第二十六条第二十四項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十条第二号イ及びロに掲げる基準とする。
- 2 租税特別措置法施行令第二十六条第二十五項（同条第三十七項において準用する場合を含む。）に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ及びロに掲げる基準とする。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四九三号）

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、個人が、国内において、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等（同項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅及び同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）をして、これらの認定住宅等を令和八年一月一日以後に同条第一項の定めるところにより当該個人の居住の用に供する場合について適用する。